

令和 6 年度分

高等学校等 就学支援金 家計急変支援制度

対象：就学支援金「受給していない」、「月額 9,900 円認定」世帯が、家計急変し収入が急減してしまった場合

国の施策で、通常の就学支援金「受給していない」、「月額 9,900 円認定」世帯が、やむを得ない理由によって家計急変、収入急減してしまい従前得ていた収入を得ることができない場合、前年(または前々年)の課税所得によらずに『授業料』を支援する制度です。

**認定条件や、必要書類など事細かに設定されております。
該当が予想される場合、早急にご連絡をお願いします。**

(※該当の判断など、ご不明な場合ご相談ください。宮城県と確認しながら、ご対応いたします。)

1. 対象外となるケース

- ①通常の就学支援金 月額 33,000円 認定の場合。
- ②保護者等のうち一方、または全員が国外居住等（保護者等の税情報等が確認できない）の場合。
- ③定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職などの場合。

2. 認定限度額

■月額 33,000円。

・【認定ケース①】

(通常の就学支援金 0円(受給していない) + 家計急変(本制度) 33,000円 = 33,000円(月額))

・【認定ケース②】

(通常の就学支援金 9,900円 + 家計急変(本制度) 23,100円 = 33,000円(月額))

・【認定外ケース】

(通常の就学支援金 33,000円 + 家計急変(本制度) 0円 (対象外) = 33,000円(月額))

3. 受付・対象期間

■当年度中、随時受付。

- ・家計急変事由が 令和4年1月2日以後 に発生した場合、令和6年4月～6月 支給対象。
- ・家計急変事由が 令和5年1月2日以後 に発生した場合、令和6年7月～3月 支給対象。

※認定などに時間がかかる場合がありますので、速やかにご連絡をお願いします。

※申請が遅れますと、支給期間が短くなる場合があります。(基本的に遡って認定・支給はできません。)

【参考 通常の就学支援金 令和 6 年 4 月分～6 月分の認定は、 令和 4 年分 = 令和 4 年 1 月 ～ 令和 4 年 12 月分の所得が基準となります。

通常の就学支援金 令和 6 年 7 月分～3 月分の認定は、 令和 5 年分 = 令和 5 年 1 月 ～ 令和 5 年 12 月分の所得が基準となります。】

4. 認定条件

対象となる家計急変事由に該当し、保護者等の推計年収が 約 590万円未満 相当まで減少の場合。

■保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・保護者等の負傷・疾病による療養のために勤務できないこと(その後 90 日以上就労困難)。
- ・自己の責めに帰することのできない理由による離職 **※**。

※ 雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象です。

離職理由 コード	離職理由
11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。)
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職 (雇用期間 3 年以上雇止め通知あり)
22 (2B)	特定雇止めによる離職 (雇用期間 3 年未満等更新明示あり)
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職 (雇用期間 3 年未満等更新明示なし)
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職((3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。)
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職 (平成 29 年 3 月 31 日までに離職した被保険者期間 6 月以上 12 月未満に該当するものに限る。)

(例 : 会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職(倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職))

■保護者等が自営業者などの場合

- ・負傷・疾病による療養のための廃業・休業(その後 90 日以上就労困難)。
- ・営む事業が債務超過等の状況 **※** となり、その事業を廃止等した場合。
 - ※** 破産手続の開始(破産法 18、19 条)、特別清算開始の申立て(会社法第 511 条)、再生手続開始の申立て(民事再生法 第 21 条)、更生手続開始の申立て(会社更生法第 17 条)、金融取引の停止。
- ・妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後 30 日以上就労が困難な場合。
- ・保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等(90 日以上)のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合。
- ・常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等(事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が 30 日以上、または、常時の介護が必要なもの)のために事業の廃止を余儀なくされた場合。

■その他の家計急変事由

・被災により就労困難等となった場合(感染症の影響による収入減など)。

(※ 会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合があります。)

5. 提出書類

- ①申請書類。(本校で用紙(指定様式)を準備・配付します。)
- ②家計急変事由を証明する書類 (原則、第三者が証明したもの)。
- ③収入証明書類 (課税対象となる所得に係る証明書類 (非課税のものは不要))。
- ④家計急変事由によっては、その他の書類提出を求められる場合があります。
- ⑤その他

6. 算定方法

■家計急変事由発生後の、3ヶ月の収入状況から年収を推計し、審査算定。

保護者等の (市町村民税の) 課税標準額に相当する額 × 6% - (市町村民税の) 調整控除の額に相当する額 の合算額		家計急変 認定額 (月額)
A	0円 (非課税) 以上 154,500円未満	<u>33,000円</u> または <u>23,100円</u>
B	154,500円 以上 304,200円未満	0円
C	304,200円 以上	0円

◆：政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算となります。

※通常の就学支援金 では、『マイナンバー (個人番号)』を用いて前年(または前々年)の所得情報から上記計算式にて審査算定。

7. 支給方法

■通常の就学支援金制度と同様です。

担当：事務室 萱場
TEL：022 - 286 - 3557